

選定療養費の料金改定について

当院は、診療報酬制度により紹介状をお持ちでない患者さんに対して医療費とは別に選定療養費をご負担いただいております。

このたび、令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日から選定療養費を下記のとおり、変更となります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

初診に係る選定療養費

他の医療機関からの紹介状がなく、直接、受診された場合

| | 令和4年9月30日まで | 令和4年10月1日から |
|-----|-------------|-------------|
| 初診時 | 5,500円(税込) | 7,700円(税込) |

再診に係る選定療養費

当院から他の医療機関へ紹介となった患者さんが、引き続き、当院の診療を希望される場合

| | 令和4年9月30日まで | 令和4年10月1日から |
|-----|-------------|-------------|
| 再診時 | 2,750円(税込) | 3,300円(税込) |